

## 参考資料

1. アンケート調査結果概要
2. 摂津市健康づくり推進条例
3. 摂津市健康づくり推進協議会 委員名簿
4. 用語集
5. 健康せつつ21指標(KPI)一覧



## 参考資料

### 1. アンケート調査結果概要

#### 1) アンケート調査の目的

本調査は、前計画の最終評価に当たり、現状を把握し、評価のための基礎資料とすること及び本計画策定のためのエビデンスとすることを目的として実施しました。

なお、アンケート結果によるデータについては、本文中で出典として「健康せつつ21アンケート結果（2023年度（令和5年度）実施）」と記載しています。

#### 2) 概要

調査地域：摂津市全域

調査対象：①市内公立小学5年生及び市内公立中学2年生

②16～19歳の市民 ③20歳以上の市民

抽出方法：①全数 ②,③無作為抽出法

調査期間：2024年（令和6年）1月12日（金）から2024年（令和6年）2月7日（水）

調査方法：①学校を通じた配付・Webによる回答 ②,③郵送による配付・回収

#### 回収状況

調査対象	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
市内公立小学5年生及び 市内公立中学2年生	1,344件	1,034件	76.9%
16～19歳の市民	600件	206件	34.3%
20歳以上の市民	3,000件	1,492件	49.7%
全体	4,944件	2,732件	55.3%

#### 3) 調査結果の見方

- ① 「n」は「number」の略で、比率算出の母数です。
- ② 単数回答の場合、本文及び図表の数字に関しては、全て小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。このため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。
- ③ 不明（無回答）はグラフ・表から除いている場合があります。

## 2. 摂津市健康づくり推進条例

平成28年12月22日

摂津市条例第37号

健康は、市民が充実した生活を送るための基本となるものであり、地域社会の活力の源である。また、健康の保持及び増進は、生活の質の向上につながるものであり、全ての市民の共通の願いである。

この願いを実現するため、市は、昭和61年に「健康都市」を宣言し、市民一人ひとりが地域社会に健康づくりの輪をひろげていくことを基本理念として、様々な取組を実施してきた。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、市民の健康づくりの重要性が著しく増大している。

このような中で、市が持続的に発展していくためには、全ての市民が健康であることの重要性を自覚し、これに対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、地域社会全体で健康寿命の延伸に取り組むことが必要である。

ここに、全ての市民が生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現に向けて健康づくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりに関し、基本理念を定め、市民、事業者、健康づくり関係者及び健康づくり関係団体の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、市民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民が健康で、活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 心身の健康の保持及び増進を図ることをいう。
- (2) 事業者 他人を使用して事業を行う者をいう。
- (3) 健康づくり関係者 健康づくりのために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者をいう。
- (4) 健康づくり関係団体 市内において健康づくりを推進する活動を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、市民がその重要性に対する理解を深めるとともに、自らの健康状態を自覚し、健康を管理する能力の向上を図りながら生涯にわたって主体的に取り組むことにより行われるものとする。

2 健康づくりは、市民、事業者、健康づくり関係者及び健康づくり関係団体並びに市がそれぞれの役割及び責務を踏まえ、相互に連携協力して取り組むことにより行われるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らの健康に関する意識を高め、健康づくりに関する理解を深めるとともに、個人の状況に応じた健康づくりを積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、健康診査の定期的な受診等により、自らの心身の状態を把握するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第5条 事業者は、その使用する者が健康づくりに取り組むことができる職場環境の整備に努めるものとする。

2 健康づくり関係者は、健康づくりの推進に当たっては、市民が保健医療サービス及び福祉サービスを適切に受けられるよう配慮しなければならない。

3 健康づくり関係団体は、地域の健康づくりを推進するため、健康づくり関係団体相互の連携に努めるとともに、健康づくりに関する活動を積極的に取り組むものとする。

4 事業者、健康づくり関係者及び健康づくり関係団体は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(計画の策定)

第7条 市長は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、健康づくりを推進するための基本的な計画(以下「健康づくり推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 健康づくり推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 健康づくりの推進に関する施策についての基本的な方針

(2) 健康づくりの推進に関し、市が達成すべき目標

(3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、健康づくり推進計画の策定に当たっては、あらかじめ摂津市健康づくり推進協議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、健康づくり推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、健康づくり推進計画について、目標の達成状況等を勘案し、必要な見直しを行うものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、健康づくり推進計画の変更について準用する。

(市の施策)

第8条 市は、市民の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 生活習慣病、感染症その他の疾病の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。

(2) 食生活、運動、喫煙その他の生活習慣の改善を図るために必要な環境の整備に関すること。

(3) 定期的に健康診査及び歯科に係る検診を受けること並びに必要に応じて保健指導を受けることの勧奨に関すること。

(4) 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備に関すること。

(5) 心の健康の保持及び増進に関すること。

(6) 健康づくりに必要な情報の提供に関すること。

(7) 受動喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。)の防止に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関し市長が必要と認めること。

(健康づくり推進月間)

第9条 健康づくりについて市民の関心と理解を深めるため、健康づくり推進月間を設ける。

2 健康づくり推進月間は、毎年11月とする。

3 市長は、健康づくり推進月間においては、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止地区の指定等)

第10条 市長は、路上喫煙(道路、広場その他公共の用に供する場所において、たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう。次条において同じ。)を禁止することにより、第8条第7号に掲げる施策を重点的に推進する必要があると認められる地区を路上喫煙禁止地区(以下「禁止地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による禁止地区の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、第1項の規定による禁止地区の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(路上喫煙の禁止)

第11条 何人も、禁止地区において、路上喫煙をしてはならない。

(指導等)

第12条 市長は、前条の規定に違反している者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(摂津市附属機関に関する条例の一部改正)

2 摂津市附属機関に関する条例(昭和44年摂津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成30年12月21日条例第42号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成31年規則第1号で平成31年1月24日から施行)

附 則(令和2年3月30日条例第12号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### 3. 摂津市健康づくり推進協議会 委員名簿

	区分	氏名	団体名	
1	保健医療関係者	山内 榮樹	摂津市医師会	会長
2		柏原 肇	摂津市歯科医師会	副会長
3		松井 保憲	摂津市医師会	
4		大林 倫子	摂津市医師会	
5		山村 久美子	摂津市薬剤師会	
6		夏田 幹子	摂津市看護師会	
7		松村 美香	摂津市栄養士会	
8		北野 人士	摂津市保健センター	
9		清家 伸次	摂津市学校保健会	
10	学識経験を有する者	内藤 義彦	武庫川女子大学	
11	福祉関係者	榎谷 佳純	摂津市社会福祉協議会	
12	公募市民	二木 紀江	—	
13		花井 宏行	—	
14	関係行政機関の職員	木下 優	大阪府茨木保健所	

## 4. 用語集

### あ行

#### アルコール性肝障害(あるこーるせいかんしょうがい)

長期にわたる過剰の飲酒が主な原因と考えられる、肝臓機能が低下する肝臓疾患の総称。アルコールには肝細胞にダメージを与える作用があり、過剰なアルコール摂取は肝臓に脂肪を蓄積させ(脂肪肝)、炎症を起こし(肝炎)、重症化すると肝硬変や肝がんに移行し、より重篤な状態になる。

#### ADL(エーディーエル)

Activities of Daily Living のことで、日常生活を送るために最低限必要な日常的な動作(起居動作・移乗・移動・食事・更衣・排泄・入浴・整容)のこと。

高齢者や障害者の人の身体能力や日常生活レベルを図るための重要な指標として用いられている。

#### LDLコレステロール(エルディーエルコレステロール)

悪玉コレステロールとも呼ばれており、増えすぎると、余分なコレステロールを血管の壁に沈着させ、動脈硬化を起こす。

#### オーラルフレイル

口の筋力の低下による咬みにくさ、滑舌の低下など口腔機能が低下している状態のこと。将来の心身の衰え(フレイル)や要介護状態、死亡のリスクが高くなるといわれている。

### か行

#### 加熱式たばこ(かねつきたばこ)

たばこ葉やその加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで発生させる蒸気を吸引するタイプのたばこのこと。

#### QOL(キューオーエル)

「Quality of Life」の略であり、「人生の質」、「生活の質」あるいは「人生・生活の質」のこと。

#### 共食(きょうしょく)

家族や友人、職場の人や地域の人など、誰かと食卓を囲んで、コミュニケーションをとりながら食事をする事。

#### ケアマネジャー(介護支援専門員)

介護や支援を受ける要支援者・要介護者本人やその家族からの相談に応じ、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに応じたケアプランを作成し、本人や家族の希望に即した適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるように、市や居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡や調整を行う専門職のこと。

#### ゲートキーパー

自殺予防について理解し、身の回りの人が悩みを抱えていたり、体調が悪い様子に気づいたら、話を聞き、適切な相談機関につなぐことができる人のこと。

#### K6(ケーろく)

うつ病や不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的としている。一般住民を対象としており、心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として利用されている。

## か行

### 健康格差(けんこうかくさ)

地域や社会経済状況の違いによる、集団における健康状態の差のこと。

### 健康寿命(けんこうじゅみょう)

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。国や大阪府においては、国民生活基礎調査の結果を用いて算出されるが、市町村単位では算出できないため、補完的な指標として要介護2以上を「不健康な状態」とし、「日常生活動作が自立している期間の平均」を活用している。本計画における健康寿命は大阪府より提供されるものを引用している。

## さ行

### 脂質異常(しじついじょう)

過食、運動不足、肥満、喫煙、過剰飲酒などにより、血液中に含まれる脂質が過剰又は不足している状態のこと。脂質異常の状態が続くと症状がなくても血管内で動脈硬化が進行し、心疾患や脳血管疾患を発症するリスクが高くなる。

### 歯周病(ししゅうびょう)

歯垢(プラーク)の中の細菌の感染などによって歯と歯茎に炎症を引き起こす疾患のこと。歯を失う要因であり、炎症により発生する毒性物質が歯肉の血管から全身に入り、糖尿病や肥満、血管の動脈硬化など様々な疾患を引き起こしたり悪化させる原因となる。

### 循環器疾患(じゅんかんしっかん)

血液を全身に循環させる臓器である心臓や血管などが正常に働かなくなる疾患で、多くは動脈硬化が原因である。主には高血圧、心疾患(心筋梗塞などの虚血性心疾患、心不全など)、脳血管疾患(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血など)がある。

### 食育(しょくいく)

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。

### 心筋梗塞(しんきんこうそく)

心筋(心臓を構成する筋肉)に酸素や栄養を供給している血管である冠動脈が詰まったり狭くなったりして、血液の流れが悪くなり、心筋が虚血状態になり細胞が壊れてしまう病態のこと。

### 人工透析(じんこうとうせき)

腎機能の低下により、血液中の老廃物や水分をろ過できなくなった場合などに、人工的に血液の老廃物や水分を除去する治療方法。

### 心疾患(しんしっかん)

何らかの原因による心臓の働きに異常が起こり、血液循環が上手くいかなくなる病態のこと。虚血性心疾患(心筋梗塞や狭心症)や不整脈、心不全などがある。

### 腎不全(じんふぜん)

腎臓の機能が低下して正常に働かなくなった病態のこと。糖尿病や高血圧などの生活習慣病が原因で、長年かけて引き起こされる慢性腎不全と、何らかの原因により腎臓の機能が急激に低下し、過剰な水分の蓄積や電解質の異常を招き、体液の量を一定に維持できなくなる急性腎不全がある。

## さ行

### 生活習慣病(せいかつしゅうかんびょう)

糖尿病、循環器疾患(脳血管疾患・心疾患など)及びがんなどが代表的なもので、食生活、運動、休養、喫煙及び飲酒など日常生活習慣の在り方が心身の健康状態の悪化に大きく影響し、発症する疾病のこと。

## た行

### 電子たばこ(でんしたばこ)

たばこ葉を使用せず、装置内又は専用カートリッジ内の液体(リキッド)を電気加熱させ、発生する蒸気(ベイパー)を吸引するタイプのたばこ。

### 糖尿病性腎症(とうによびょうせいじんしょう)

糖尿病による三大合併症の1つで、高血糖の持続により小さな血管が傷んで、腎臓にある糸球体と呼ばれるろ過装置に機能障害が起こり、腎臓が正常に機能しなくなること。

### 特定健診(とくていけんしん)

高齢者の医療の確保に関する法律第20条に基づき、生活習慣病を予防するという観点で、2008年(平成20年)4月から医療保険者に義務付けられた40歳から74歳までを対象とする健康診査。

### 特定保健指導(とくていほけんしどう)

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、医師や保健師、管理栄養士等が対象者一人ひとりの身体状況に合わせた、生活習慣を見直すためのサポートを行うもの。特定保健指導にはリスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。

## な行

### 脳血管疾患(のうけっかんしゅかん)

何らかの原因により、脳血管の異常が原因で起こる脳や神経の疾患の総称。脳梗塞や脳出血、くも膜下出血などがある。

## は行

### ハイリスクアプローチ

健診などで疾患を発生しやすい高いリスクがある人をスクリーニングし、絞り込んだ対象者にリスクを下げるように働きかけること。

### BMI(ビーエムアイ)

体格を表す指標として肥満や低体重(やせ)の判定などに用いられている指数で、[体重(kg)]÷[身長(m)の2乗]で求められる。

日本肥満学会の基準では25.0以上を「肥満」また、18.5未満を「低体重」(やせ)と定義されており、男女とも標準とされるBMIは22.0で、これは統計上、肥満との関連が強い糖尿病、高血圧、脂質異常症(高脂血症)に最もかかりにくい数値とされている。

### PDCA サイクル(ピーディーシーエーサイクル)

「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の1つ。

## は行

### 標準化死亡比 (SMR) (ひょうじゅんかしぼうひ)

人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標。

全国を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は、全国より死亡率が高いと判断され、100未満の場合は全国より死亡率が低いと言える。

### フレイル

加齢により、心身が老い衰え始めた状態。健康な状態と要介護状態の中間の段階で、食事や運動など、様々な対策を行えば、元の状態に戻る可能性がある。

### 平均寿命 (へいきんじゅみょう)

0歳における平均余命のこと。平均余命とは、年齢別の死亡率が今のまま将来も変わらないと仮定して、それぞれの年齢の人が平均してあと何年生きるかを計算した数字のこと。

## ま行

### 慢性腎臓病 (CKD) (まんせいじんぞうびょう)

何らかの原因により腎臓のろ過機能が低下した状態のこと。糖尿病や高血圧、動脈硬化などの生活習慣病が大きく影響し、腎機能の低下が進むと透析や腎臓移植が必要になる。

### 慢性閉塞性肺疾患 (COPD) (まんせいへいそくせいはいっかん)

最大の原因は喫煙であり、喫煙や化学物質などの有害物質を吸入することで気管支や肺胞が炎症や障害を起こし、呼吸がしにくくなる疾患。喫煙習慣を背景に中高年に発症する生活習慣病であり、肺気腫や慢性気管支炎のことをいう。

### メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群のこと。内臓の周囲に脂肪が蓄積した肥満(内臓脂肪型肥満)に加え、高血糖、脂質異常、高血圧が組み合わさることにより、心疾患や脳血管疾患発症のリスクが高くなる。

## や行

### 要介護認定 (ようかいごにんてい)

介護保険制度において、寝たきりや認知症等で常時介護が必要とされる要介護状態や、日常生活に支援が必要な要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うこと。その基準については全国一律に客観的に定められている。

## ら行

### ライフコースアプローチ

胎児期から老齢期に至るまで人の生涯を経時的に捉えること。

### ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のこと。

### レセプト

診療報酬明細書又は調剤報酬明細書のこと。患者が受けた診療について、医療機関が保険者に請求する医療費の明細書。

## 5. 健康せつつ21指標 (KPI) 一覧

施策の項目	目標	指標 (KPI)	ベースライン値	目標値	データソース
健康寿命・健康格差	1 健康寿命の延伸・健康格差の縮小(男性)	健康寿命(日常生活動作が自立している期間)の平均	平均寿命 81.6歳(R2) 健康寿命 80.1歳(R2)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	(平均寿命) 市区町村別生命表
	2 健康寿命の延伸・健康格差の縮小(女性)	健康寿命(日常生活動作が自立している期間)の平均	平均寿命 87.4歳(R2) 健康寿命 83.5歳(R2)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	(健康寿命) 大阪府提供データ
栄養・食生活	3 食育の認知度の向上	食育の認知度	84.5%	90.0%	健康せつつ21策定のためのアンケート
	4 朝食を食べる子どもの増加	朝食を毎日食べている子どもの割合(小6、中3)	小6 78.9% 中3 76.9%	増加	全国学力・学習状況調査
	5 共食(夕食)をしている子どもの増加	共食(夕食・週3日以上)の割合(小5、中2)	小5 90.4% 中2 89.9%	増加	健康せつつ21策定のためのアンケート
	6 適正体重を維持している人の増加	BMI 18.5以上25.0未満(65歳以上はBMI 20.0以上25.0未満)の人の割合	62.5%	66.0%	
	7 バランスの良い食事を摂っている人の増加	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上摂っている人の割合	72.8%	増加	
	8 薄味にしている人の増加	意識して薄味にしている人の割合	44.5%	53.2%	
	9 野菜摂取量の増加	1日に摂取する野菜の皿数が5皿(350g相当)以上の人の割合	16.0%	26.0%	
身体活動・運動	10 運動習慣をもつ人の増加	1日30分以上、週2回以上の運動を1年以上行っている人の割合	男性 43.6%(R4) 女性 42.8%(R4)	男性 53.6% 女性 52.8%	特定健診・特定保健指導法定報告
	11 日常生活における歩数の増加	日常生活における歩数(6,000歩以上)	男性 36.8% 女性 24.2%	男性 46.8% 女性 34.2%	健康せつつ21策定のためのアンケート
休養・睡眠	12 睡眠による休養を十分とれている人の増加	睡眠による休養を十分とれている人の割合	男性 68.9%(R4) 女性 67.9%(R4)	80.0%	特定健診・特定保健指導法定報告
	13 ストレスが多いと感じる人の減少	ストレスが多いと感じる人の割合	男性 24.2% 女性 27.2%	20.0%未満	健康せつつ21策定のためのアンケート
喫煙	14 喫煙率の減少	20歳以上の人の喫煙率	男性 24.0%(R4) 女性 7.2%(R4)	男性 20.0% 女性 5.0%	特定健診・特定保健指導法定報告
	15 妊婦の喫煙をなくす	妊婦の喫煙率	1.2%	0%	摂津市こども計画
飲酒	16 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている人の減少	1日当たりの純アルコールの摂取量が男性40g以上女性20g以上の人の割合	男性 18.1%(R4) 女性 11.7%(R4)	減少	特定健診・特定保健指導法定報告
	17 妊婦の飲酒をなくす	妊婦の飲酒率	0.6%	0%	摂津市こども計画
歯と口の健康	18 歯科健診の受診者の増加	過去1年間に歯科健診を受診した人の割合	58.9%	95.0%	健康せつつ21策定のためのアンケート
	19 歯周病を有する人の減少	歯周病を有する人の割合(40歳、60歳)	40歳 54.4%(R4) 60歳 63.4%(R4)	40歳 50.0% 60歳 60.0%	大阪府市区町村歯科口腔保健実態調査
	20 むし歯のない幼児(3歳児)の増加	むし歯のない幼児(3歳児)の割合	91.9%	95.0%	摂津市こども計画

※ベースライン値に掲載している数値は、特に記載のあるものを除き、2023年度(令和5年度)の実績値です。

※データソースが「健康せつつ21策定のためのアンケート」である項目のうち、指標に対象年齢の記載のないものは、20歳以上を対象として抽出しています。

施策の項目	目標	指標(KPI)	ベースライン値	目標値	データソース	
けんしん (健診・がん検診)	21	がん検診受診率の向上	胃がん検診受診率(40~69歳)	40.9%	50.0%	健康せつ21策定のためのアンケート
	22	がん検診受診率の向上	大腸がん検診受診率(40~69歳)	32.9%	50.0%	
	23	がん検診受診率の向上	肺がん検診受診率(40~69歳)	31.1%	50.0%	
	24	がん検診受診率の向上	乳がん検診受診率(40~69歳)	43.8%	50.0%	
	25	がん検診受診率の向上	子宮頸がん検診受診率(20~69歳)	43.2%	50.0%	
	26	特定健診受診率の向上	特定健診受診率	31.3% (R4)	60.0%	特定健診・ 特定保健指導法定報告
	27	特定保健指導実施率の向上	特定保健指導実施率	48.1% (R4)	60.0%	
重症化予防	28	心疾患SMRの低下	心疾患の標準化死亡率(SMR)	男性112.0 (H30-R4) 女性106.4 (H30-R4)	100未満	人口動態統計特殊報告
	29	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	該当者20.6% (R4) 予備群12.6% (R4)	該当者14.8% 予備群10.1%	特定健診・ 特定保健指導法定報告
	30	血圧高値者(Ⅱ度高血圧)の減少	血圧高値者(収縮期血圧160mmHg以上又は拡張期血圧100mmHg以上の人)の割合	男性6.0% (R4) 女性4.6% (R4)	男性4.5% 女性3.5%	
	31	血圧高値者(Ⅲ度高血圧)の減少	血圧高値者(収縮期血圧180mmHg以上又は拡張期血圧110mmHg以上の人)の割合	男性0.9% (R4) 女性1.1% (R4)	男性0.7% 女性0.8%	
	32	血糖コントロール不良者の減少	血糖高値者(HbA1c8.0以上の人)の割合	1.8% (R4)	1.4%	
	33	脂質高値者(LDLコレステロール)の減少	脂質高値者(LDLコレステロール140mg/dL以上の人)の割合	男性23.9% (R4) 女性28.4% (R4)	男性21.5% 女性25.6%	
フレイル予防	34	フレイルの認知度の向上	フレイルの認知度	41.2%	60.0%	健康せつ21策定のためのアンケート
こころの健康	35	自殺死亡率の減少	自殺死亡率(人口10万人対)	17.3 (R4)	13.0以下	人口動態統計
社会とのつながり・ 健康増進のための 環境づくり	36	健康遊具を利用したことがある人の増加	健康遊具を利用したことがある人の割合	33.7%	50.0%	健康せつ21策定のためのアンケート
	37	路上喫煙禁止地区の認知度の向上	喫煙者の路上喫煙禁止地区の認知度	40.9%	60.0%	
	38	つながりのある高齢者の増加	会やグループに参加していない人(65歳以上)の割合	40.3%	35.3%	

※ベースライン値に掲載している数値は、特に記載のあるものを除き、2023年度(令和5年度)の実績値です。

※データソースが「健康せつ21策定のためのアンケート」である項目のうち、指標に対象年齢の記載のないものは、20歳以上を対象として抽出しています。

**【摂津市健康増進計画】**

まちごと元気!健康せつつ21(第3次)

発行年月:2025年(令和7年)3月

発行・編集:摂津市 保健福祉部 保健福祉課

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

電話 06-6383-1111(大代表)

072-638-0007(代表)

06-6383-1386(直通)

FAX 06-6383-5252



